

第5章 大館市

石岡 真佑子

はじめに

大館市は秋田県北部に位置する、男性が 38,759 人、女性が 43,962 人、全体の人口が 82,721 人のまちです。私たち裁判法ゼミナールは、2007 年 9 月 12 日に秋田地方裁判所大館支部、大館市役所、大館ひまわり基金法律事務所を訪問しました。それらの調査結果と、裁判所、ひまわり基金法律事務所について報告していきたいと思います。

第1節 秋田地方・家庭裁判所大館支部

1. 裁判所について

秋田地方裁判所大館支部は、秋田家庭裁判所大館支部と大館簡易裁判所を兼ねています。そこで、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所について説明していきたいと思います。

(1) 地方裁判所

地方裁判所は、原則的な第一審裁判所で、他の裁判所が第一審専属管轄権を持つ特別なものを除き、第一審事件のすべてを裁判することができるものとされています。さらに、地方裁判所は簡易裁判所の民事の判決に対する控訴事件についても裁判権を持っています。

地方裁判所の事件は、単独裁判官または原則として 3 人の裁判官からなる合議体のどちらかで取り扱われます。大多数の事件は単独裁判官によって処理されていますが、

- i. 「合議体で審理及び裁判をする」旨を合議体で決定した事件
- ii. 死刑または無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件（強盗罪、準強盗罪、これらの未遂罪、盗犯防止法に規定される常習強窃罪の事件等は例外とされています。）
- iii. 控訴事件
- iv. その他法律によって合議事件と定められたもの

これらの事件については、合議体による裁判が必要とされます（裁判所法 26 条 2 項）。

地方裁判所は全国に 50 ヶ所あり、北海道に 4 ヶ所、各都道府県に 1 ヶ所ずつとなっています。また、全国 203 ヶ所に支部があります。

(2) 家庭裁判所

家庭裁判所では、夫婦関係や親子関係の紛争など家事事件についての調停や審判、非行を犯した少年の事件についての審判、少年の福祉を害する成人の刑事事件についての裁判、夫婦・親子等の関係をめぐる訴訟を扱います。

家庭裁判所は、法律的に白黒をつけるのではなく、紛争や非行の背後にある原因を探り、どのようにすれば家族や親族の間で起きたいろいろな問題が円満に解決され、非行を犯し

た少年が健全に更生していくことができるのかということを第一に考え、それぞれの事案に応じた適切で妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づいた裁判所です。そのために家庭裁判所調査官という職種が置かれ、心理学・社会学・社会福祉学・教育学などの人間関係諸科学の知識や技法を活用した事実の調査や人間関係の調整を行うことになっています。

家庭裁判所とその支部は、地方裁判所とその支部の所在地と同じ所にあります。また、特に必然性の高いところに家庭裁判所出張所が設けられています。

(3) 簡易裁判所

簡易裁判所は、民事事件については訴訟の目的となる物の価額が 140 万円を超えない請求事件について、また刑事事件については罰金以下の刑に当たる罪及び窃盗や横領などの比較的軽い罪の訴訟事件について、第一審の裁判権を持っています。

そのほか簡易裁判所は、民事事件・刑事事件のどちらの場合でも一定の条件を満たした場合には簡易に処理する特別な手続きを利用することができます。民事事件の場合には、裁判所は 60 万円以下の金銭の支払を求める事件について、原告の申出があり、被告に異議がなければ、原則として 1 回の期日で審理を終えた上、分割払等の判決をすることができ、裁判所書記官は債権者の申立てによって、債務者を調べないで金銭の支払を命ずることができます。刑事事件の場合には、被告人に異議がないときに限り、検察官の請求により、その管轄に属する事件について証拠書類だけを調べて 100 万円以下の罰金または科料を科することができます。

また、身近な民事紛争を話し合いで解決するための調停という制度もあります。民事調停は、裁判官または民事調停官と 2 人以上の民事調停委員によって構成された調停委員会が当事者双方の言い分を十分聞いて双方の合意を目指します。調停で合意が成立し、その内容が調書に記載されると、その調書の記載は、裁判所がした判決と同じ効力を持つことになります。

簡易裁判所は全国に 438 ヶ所あり、すべての事件は 1 人の簡易裁判所判事によって審理及び裁判されます。

2. 秋田地方裁判所大館支部の特徴について

秋田地方裁判所大館支部は秋田県北部の大館市・北秋田市・北秋田郡、また鹿角市・鹿角郡の裁判の大部分を管轄しています。管轄内の人口は約 17 万人程です。

秋田地方裁判所大館支部には 2 つ法廷があり、第 1 法廷では民事事件・刑事事件の裁判官が 3 人で裁判を行う合議事件が毎週金曜に、民事事件について裁判官が単独で行うものが毎週火曜に、刑事事件について裁判官が単独で行うものが毎週月曜にあります。第 2 法廷では、家庭裁判所で管轄される人事訴訟に関する事件について裁判官が単独で行うものが毎週月曜に、簡易裁判所で管轄される民事事件について裁判官が単独で行うものが毎週木曜に、簡易裁判所で管轄される刑事事件について裁判官が単独で行うものが毎週月曜にあります。

成人用の法廷は被疑者の逃亡を防ぐために窓が無い所がありますが、秋田地方裁判所大

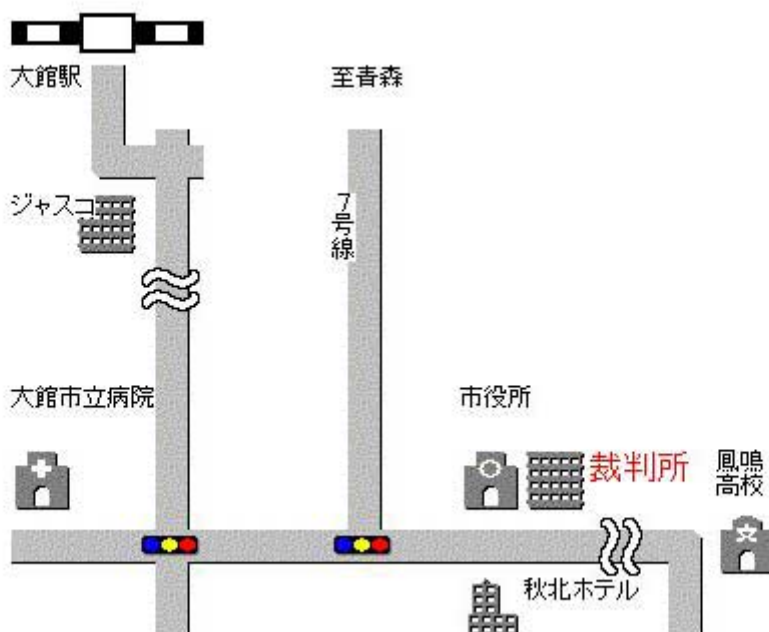
館支部では法廷に窓が設けられています。秋田県内の裁判所ではどこも同じだそうです。裁判を行う際、ここでは被告人の位置は傍聴席の前に設置されています。

被疑者・被告人に対し質問等を行う勾留質問室は、暴れたりしても投げられないようにイスは大きめのものが設置されています。この部屋は 24 時間使用できますが、1 回あたりの時間は 30 分程度が多いそうです。

訴訟の内訳としては、消費者金融への過払い金に関する訴訟が多く、刑事事件は少ないそうです。訴訟について市民に相談された際には、手続きの仕方を教えたり弁護士を紹介したりするなどして対応するようにしています。

また、ここでは裁判所を利用した市民に対してアンケートを実施しています。裁判所の運営への国民参加を目的として近年改組された秋田家庭裁判所委員会の発案で開始されたものです。この裁判所利用者アンケートは、北東北では秋田県のみで行われているそうです。アンケート用紙には、①性別、②年齢、③裁判所に来た目的、④用がある場所がどこかすぐに分かったか、⑤職員の説明はどうだったか、⑥職員の対応はどうだったかという質問と、自由記載欄があります。

3. 所在地



所在地 〒017-0891
秋田県大館市中城 15
電話番号 0186-42-0071

裁判所ホームページより